

柏原ビエンナーレ実行委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、柏原ビエンナーレ実行委員会と称する

(目的)

第2条 2年に1度、柏原ビエンナーレを開催し、おおさか柏原の芸術文化の振興と地域社会の発展を図り、柏原から多種多様な芸術文化を発信することを目的とする

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成のため、次の事業を行う
(1) 柏原ビエンナーレの企画及び運営に関すること
(2) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 実行委員会は、次に掲げる理事会及び事務局会議をもって構成する

(理事及び事務局員等)

第5条 実行委員会に次の理事及び事務局員等の役員を置く
(1) 委員長 1名
(2) 副委員長 1名
(3) 理事 若干名
(4) 事務局長 1名
(5) 事務局次長 1名
(6) 会計 1名
(7) 事務局員 若干名
(8) 監事 2名

(理事及び事務局員の選任及び任期)

第6条 理事及び事務局員の選出は、各会議での互選とする
理事及び事務局員の任期は、2年とし、再任を妨げない
但し、連続しての重任は2期までとする

(理事会役員の職務)

第7条 委員長は、実行委員会を代表し、その会務を統括する
副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ指名した副委員長がその職務を代行する
監事は、会計その他の事務を監査する

(理事会の成立及び議決)

第8条 理事会は委員長が招集し、委員長がその議長となる
実行委員会の活動に関する事項は、理事会の合議により決定する
理事会の構成員は、委員長、副委員長、理事、事務局長、事務局次長、会計及び監事とする
理事会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる

(運営)

第9条 理事会は、本会の目的に関する事項や委員長が必要と認める事項の検討や関係者の合意形成の促進を図る
理事会は次の事項を審議決定する
(1) 事業計画の決定に関すること

- (2) 規約の制定、改廃に関する事
- (3) その他、委員会の事業執行に関し必要な事項

(事務局会議)

第10条 実行委員会の運営実務を行うため事務局会議をおく
事務局会議の構成員は、委員長、副委員長、事務局長、事務局次長、会計及び事務局員とする

(事務局長)

第11条 事務局長は理事会の協議により決定する
(1) 事務局長は実行委員会及び事務局会議の総務、会議等の事務の処理、事業計画に基づく事業の遂行、その他必要な業務の処理を行う

(経費)

第12条 実行委員会の経費は、つぎに掲げるものをもって構成する
(1) 補助金及び助成金
(2) 寄付金
(3) 事業に伴う収入
(4) その他の収入

(事業年度)

第13条 実行委員会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する
また、会計年度も同様とする
ただし、実行委員会が解散する時は、この限りではない

(決算)

第14条 実行委員会の決算は会計年度終了または事業完了のいずれか早い日の後、速やかに監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない

(事務所)

第15条 この団体の所在地を柏原市旭ヶ丘3-1-9 村瀬方に置く。

附則

1. この規約は平成27年12月26日から施工する